

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

必要書類チェックシート

※①及び②が以下の表の金額を超える場合は自立支援金は受給できません。

	①収入上限額	②資産上限額		①収入上限額	②資産上限額
<input type="checkbox"/> 単身世帯	110,000円	468,000円	<input type="checkbox"/> 6人世帯	287,000円	1,000,000円
<input type="checkbox"/> 2人世帯	153,000円	690,000円	<input type="checkbox"/> 7人世帯	324,000円	1,000,000円
<input type="checkbox"/> 3人世帯	181,000円	840,000円	<input type="checkbox"/> 8人世帯	357,000円	1,000,000円
<input type="checkbox"/> 4人世帯	216,000円	1,000,000円	<input type="checkbox"/> 9人世帯	386,000円	1,000,000円
<input type="checkbox"/> 5人世帯	250,000円	1,000,000円	<input type="checkbox"/> 10人世帯	415,000円	1,000,000円

	提出書類等	具体的な書類例	○→必須 △→場合により必要	確認欄
①	申請月(直近)の収入が確認できる書類(写し) 【世帯全員分】	同封の様式「 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る収支状況表 」は、(個人事業主用)と(給与収入・年金・手当等用)のいずれかひとつ。 ・給与明細書(支給日、総支給額及び交通費が確認できるもの) ※申請月の収入が確定していない場合は、前月の給与明細等や前月の収入を記載したもの ・手当、年金等の振込記録(通帳)など ※定期の収入が無い場合は、通帳	○	
②	申請日時点の金融資産が確認できる書類の(写し) 【世帯全員分】 ※申請者及び同居世帯人の通帳履歴で他世帯からの仕送りや未申告収入に該当する恐れがある入出金履歴、直近の高額出金、頻繁な入出金等について、聞き取りや申立書の記入を求める場合もあります。 ※新型コロナウイルス感染症対策関連給付金等(社協貸付含む)は、資産要件から除外	・預貯金通帳の記帳ページの写し(申請日から直近2ヶ月分が記載されているページ) ・ネット銀行(web通帳)をご利用の方は金融機関名、支店名、口座名義、口座番号がわかるもの、通帳の取引明細が「一括記載」となった場合については金融機関窓口等で出力してもらおうなど、取引明細がわかるものの写しを添付して下さい。 ※光熱水費、ガス等の取引をしている通帳が別にある場合は、預貯金通帳の表紙等の写し(店番、支店名、口座番号が記載されているページ)	○	
③	自立支援金支給申請書	同封の様式 第1-1	○	
④	自立支援金申請時確認書	同封の様式 第1-2	○	
⑤	本人及び世帯構成員の確認書類(写し)	氏名及び現住所が記載されている書類 例：住民票(謄本)、マイナンバーカード、運転免許証等	○	
<p>◎本人及び世帯構成員の確認書類の種類 ※いずれも有効期限内のものに限る</p> <p>【1点提示でよいもの】</p> <p>運転免許証(運転免許証表面の住所が現住所と異なる場合は新住所記載の裏面のコピーも必要)、個人番号カード(表面)、住民基本台帳カード(顔写真付き)、在留カード、特別永住者証など 国または地方公共団体の機関が発行した資格証及び証明書(顔写真付きのもの)</p> <p>【2点提示必要となるもの】</p> <p>イ. 健康保険証、年金手帳、高齢・老齢医療費受給者証、介護保険被保険者証など 法律の規定により国又は地方公共団体の機関が発行したもの。 ロ. 社員証・学生証(顔写真付き)など国又は地方公共団体の機関が発行したもの。 本人名義の預貯金、キャッシュカード、クレジットカードなど (取得時に本人確認を行い、かつ改ざん防止の措置を施したもの)</p> <p>※注意：イから2点 または イとロから1点ずつの2点による組み合わせとなります。</p>				
⑥	総合支援資金の再貸付が確認できる書類の写し ※AとBの両方提出 ※総合支援資金特例貸付の再貸付を受け終わった方、又は借入最終月の方	A.再貸付の借用書(控)の写し、又は再貸付の貸付決定通知書の写し。 ※Aを紛失の場合は同封の様式1-3 B.再貸付の振込(入金)がわかる通帳の写し	△ ⑤または⑥	
⑦	上記の再貸付が不承認だった方、又は再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった事が確認できる書類。 ※CとDの両方提出	C.再貸付の不承認通知、又は同封の様式 第1-3 D.緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況(振込)がわかる通帳の写し	△ ⑤または⑥	
⑧	求職活動関係書類	申請書(様式1-1)に求職番号を記載してください。	○	
⑨	生活保護の申請をしたことがわかる書類 ※生活保護受給者は申請要件非該当	保護申請書の写し(保護の実施機関の受領印があるもの) ※生活保護を申請中の場合	△	
⑩	必要書類チェックシートの写し	お電話で申請書類の確認を行う可能性もある為、必要書類チェックリストをコピーしてお手元に保管下さい。	○	

※「住居確保給付金」を現在受給中の方は、上記①、②、⑤、⑧は省略可能とします。